

第8回

熊本市・富合町合併協議会



と き 平成19年10月2日（火）

午後3時～

ところ KKRホテル熊本 1階 有明・不知火

平成19年10月2日

熊本市・富合町合併協議会
会長 幸山政史様

熊本市・富合町合併協議会議員専門部会
部会長 嶋田幾雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第6回議員専門部会報告書

開催日時 平成19年10月2日（火）

午後1時00分～

開催場所 KKR ホテル熊本1階 有明・不知火

出席委員 17名出席

1. 審議の状況について

第6回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第15号について審議を行い、次のとおり承認された。

協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて

- 1 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 熊本市市町村総合事務組合及び熊本市市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。
 - (2) 宇城広域連合については、富合町は合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う。
- 2 富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

協議項目	審議	承認
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回
協議第2号 合併の期日		
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回
協議第5号 財産及び債務の取扱い	第2回	第2回
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回	
協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第4回	第4回
協議第8号 地域自治組織等の取扱い（その1）	第3回	第3回
協議第11号 合併市町村基本計画	第3回 第5回	第5回
協議第15号 一部事務組合等の取扱い	第6回	第6回

(前回提案分)

目 次

(前回提案分)

協議第10号	一般職の職員の身分の取扱いについて	1
協議第11号	合併市町村基本計画について	7
協議第13号	条例、規則等の取扱いについて	9
協議第14号	事務組織及び機構の取扱いについて	13
協議第34号	農林水産関係事業の取扱いについて(その4-1)	19
協議第37号	都市計画の取扱いについて(その1)	23
協議第18号	補助金・交付金の取扱いについて	27

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (一般職の職員の身分)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
10		一般職の職員の身分の取扱い				
	1	職員任用・給与	総務部会	第7回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	1 職員の任用・給与
調整方針	合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る		

調 査	現	況	
市町名	熊 本 市	富 合 町	調整の具体的内容

市 町 別 内 容	現況については別紙のとおり	現況については別紙のとおり	<p>合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。 職員関係の制度については、熊本市の制度に統合するものとする。 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p>
-----------	---------------	---------------	---

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分	熊 本 市	富 合 町	
条例職員定数	6,800 人	93 人	
職 員 数	6,155 人	87 人	
内 訳	行 政 職	3,668 人	80 人
	技能労務職	954 人	7 人
	消 防 職	625 人	—
	医 療 職	90 人	—
	教 育 職	109 人	—
	企 業 職	709 人	—
平 均 年 齢	43 歳 0 月	45 歳 1 月	
平均給料月額	353,000 円	340,600 円	

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務		
6 級	課長の職務及びこれに相当する職務	
7 級	部長職務及びこれに相当する職務	
8 級	局長の職務及びこれに相当する職務	

○富合町

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事の職務
	2 級	特に高度な知識経験を要する主事の職務
	3 級	参事の職務
	4 級	①審議員の職務
		②主幹の職務
	5 級	①課長の職務
②主席審議員の職務		
③特に重要な業務を処理する審議員の職務		
6 級	政策審議員の職務、総務課長の職務、及びその職務と同程度で長が規則で定める職の職務	

3. 初任給基準

	熊本市	富合町
初任給（高校卒）	1級13号給 141,400円	1級5号給 138,400円

4. 給料表

	熊本市	富合町
給料表(行政職)	8級制	6級制

協議第 1 1 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について承認を求める。

平成 19 年 8 月 20 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（案）について、別紙のとおり提案する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (合併市町村基本計画)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
11		合併市町村基本計画				
	1	合併市町村基本計画(案)	企画財政部会	第7回		

協議第13号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

条例、規則等の取扱いについて

合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (条例、規則等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
13		条例、規則等の取扱い				
	1	条例及び規則等	総務部会	第7回		

作業部会名：総務部会

協議項目	13 条例、規則等	小項目名	1 条例及び規則等
調整方針	合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	条例 290 規則 338 訓令(規程) 139 その他 20 合計 786本 (H19.4.1現在)	条例 119 規則 94 訓令(規程) 31 その他 9 合計 253本 (H19.4.1現在)	合併後の条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。

協議第14号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて承認を求める。

平成19年8月20日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

事務組織及び機構の取扱いについて

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (事務組織及び機構)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
14		事務組織及び機構の取扱い				
	1	組織	総務部会	第7回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

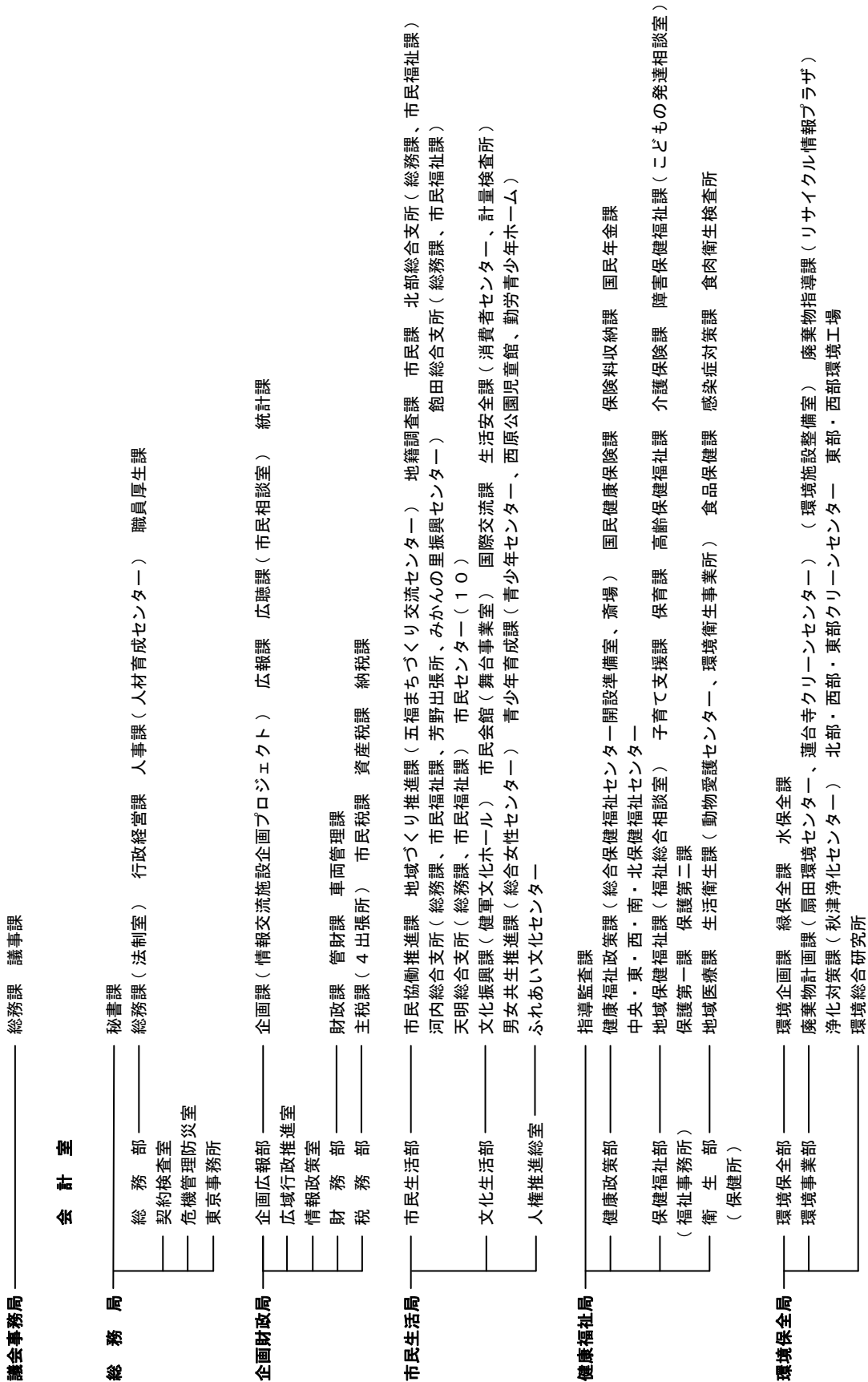
協議項目	14 事務組織及び機構の取扱い	小項目名	1 組織
調整方針	合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う 富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる		

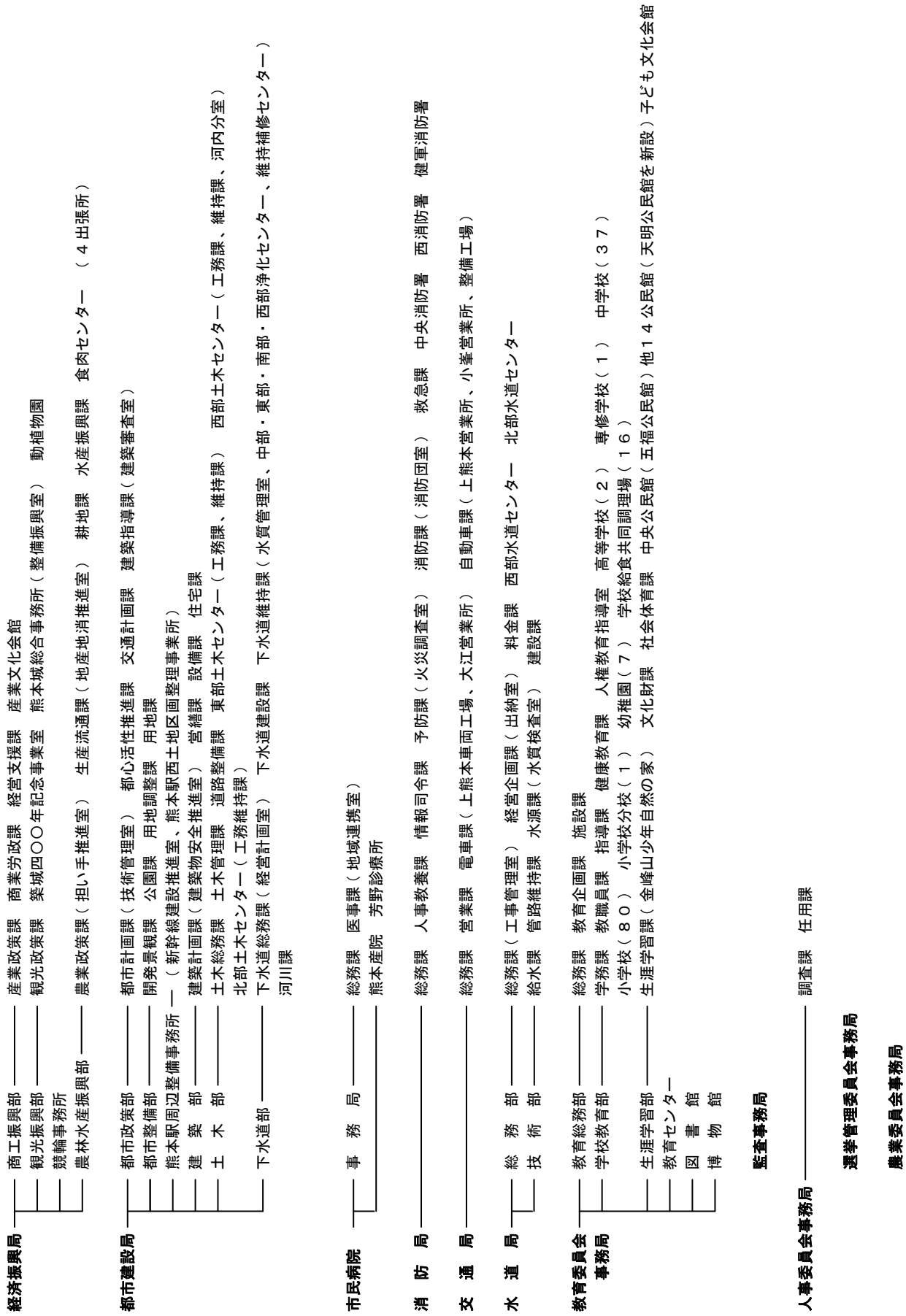
調査	現	況
市町名	熊 本 市	富 合 町

市町別内容	(組織図一覧参照)	(組織図一覧参照)
	熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。 富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずる。	

平成19年度熊本市機構図

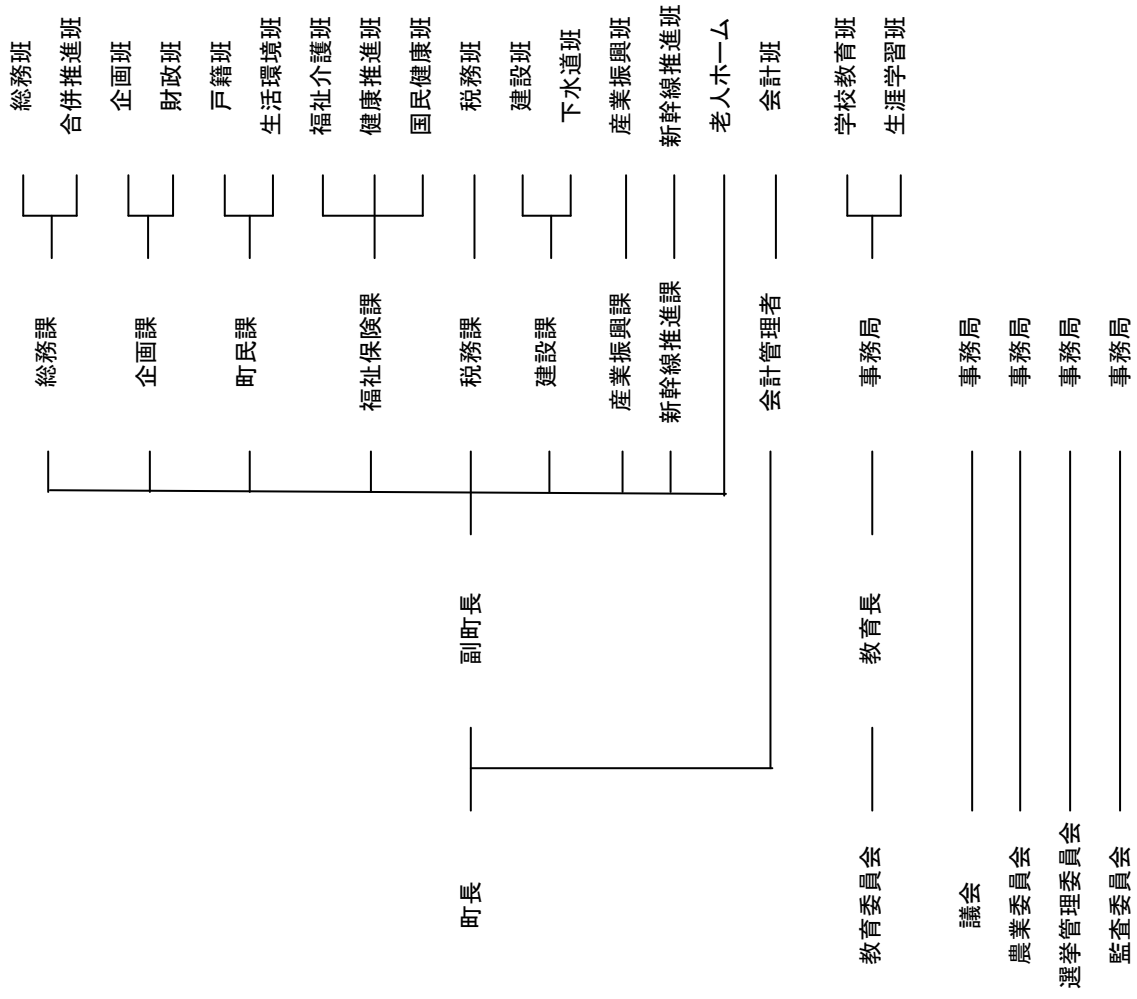
平成19年4月1日現在





平成19年度富合町組織図

平成19年4月1日現在



事務組織及び機構について

～熊本市・富合町合併協議会 資料～ H19.10.2

1 基本方針

- ・ 熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
- ・ 富合町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないようにする。

2 富合総合支所(仮称)の組織・所掌事務(案)

【現行の富合町長部局】

総務課
企画課
税務課
町民課
福祉保険課
産業振興課
建設課
新幹線推進課

【合併後の総合支所】 以下を基本として、各事業・業務について、詳細な事務分担等の作業中である

総務部門	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、地域づくり活動の支援、住民の相談・要望 等
税務部門	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
市民生活部門	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係
健康福祉部門	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興部門	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設部門	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等

合併特例区	コミュニティ関連事業、イベント事業、公園等の管理、新幹線関連の事務 総合検診などの保健事業
-------	--

【熊本市の総合支所(北部・鮎田・天明・河内)】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、地域づくり活動の支援、住民の相談・要望 等
市民福祉課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、国民健康保険・介護保険、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
河内総合支所においては、	芳野出張所・みかんの里振興センター

上記の組織に加えて、各担当部署の出張所を設置

- 主税課の各出張所 (税に係る事務)
- 農林水産部の各出張所 (農林水産業の振興)
- 西部土木センターの河内分室 (道路の改良・維持管理)

3 各行政委員会等の組織

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うことにしているが、詳細は現在、検討を行っている

農林水産関係事業の取扱いについて（その4-1）

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。
その後、熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
34		農林水産関係事業の取扱い				
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	17	農産物新品种導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回 ○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第6回 ○承認	熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回	第6回 ○承認	
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回	第6回 ○承認	
	29	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	第6回	第7回 ○承認	富合町のみ
	30	水田農業推進費	経済振興部会	第6回	第7回 ○承認	富合町のみ
	31	農業用廃プラ類処理対策補助金	経済振興部会	第6回	第7回 ○承認	富合町のみ
	32	認定農業者協議会	経済振興部会	第6回	第7回 ○承認	
	33	認定農業者協議会補助金	経済振興部会	第6回	第7回 継続	
	34	営農連絡協議会	経済振興部会	第6回	第7回 ○承認	富合町のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：経済振興部会

協議項目	3 4 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	3 3 認定農業者協議会補助金
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図るその後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>認定農業者協議会負担金</p> <p>1 目的 認定農業者間の相互研鑽を深めるとともに、関係機関が連携強化を図り、情報提供・収集の迅速化を行うとともに、経営改善計画の履行のためのフォローアップを行う。</p> <p>2 対象 熊本市認定農業者協議会</p> <p>3 交付額 平成18年度予算額 700千円</p>	<p>富合町認定農業者連絡会</p> <p>1 目的 魅力ある農業及び効率的かつ安定した農業経営を目指し、会員相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力のある町づくりに参加することに対して補助金を交付する。</p> <p>2 対象 富合町認定農業者連絡会</p> <p>3 交付額 平成18年度交付額 270,750円</p>	<p>合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市の例により統合する。</p>

都市計画の取扱いについて（その1）

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

都市計画の取扱いについて

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回	第7回 継続	
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回	第7回 継続	
	3	車両基地建設に伴う受託事業	建設部会	第6回	第7回 承認	

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	1 都市計画区域
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	熊本都市計画区域 植木都市計画区域	宇土都市計画区域	現行のまま新市に引き継ぐものとする。

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	2 都市計画区域区分
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	1. 都市計画区域（区域区分有り） 市街化区域 10,095 ha 市街化調整区域 13,043 ha 計 23,138 ha	1. 都市計画区域（区域区分無し） 富合町全域 1,959 ha	現行のまま新市に引き継ぐものとする。
	2. 用途地域 10,095 ha	2. 用途地域 111.3 ha	

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (補助金・交付金等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
18		補助金・交付金等の取扱い				
	1	補助金・交付金等	全部会	第6回	第7回 継続	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：全部会

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金・交付金等
調整方針	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	これまでの「項目別調整内容」に掲載	これまでの「項目別調整内容」に掲載	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

補助金・交付金

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
27 -	2	承認	消防防災施設等補助金	消防防災施設等補助金	合併時に統合
27 -	6	提案	消防団運営交付金	消防団活動費補助金	合併時に統合
28 -	2	承認	—	交通安全協会支部連合会補助金	合併時に廃止
31 -	14	承認	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統合
32 -	2	承認	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統合
32 -	3	承認	再生資源集団回収助成金	資源ごみ回収活動助成金	合併時に統合
32 -	3	承認	生ごみ堆肥化容器購入費助成金	—	継続
32 -	3	承認	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	—	継続
33 -	1	承認	太陽熱温水器設置費補助	—	継続
33 -	3	承認	家庭の森づくり補助金	—	継続
33 -	3	承認	事業所の森づくり補助金	—	継続
33 -	3	承認	緑の街並みづくり補助金	—	継続
33 -	4	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	—	継続
33 -	5	承認	雨水貯留施設補助金	—	継続
34 -	2	承認	農とぴあ事業補助金	—	継続
34 -	7	承認	農用地有効利用促進助成	—	継続
34 -	8	承認	植木市振興事業補助金	—	継続
34 -	8	承認	農産物フェア開催補助金	—	継続
34 -	9	承認	生産体制強化施設整備事業補助金	—	継続
34 -	10	承認	流通施設整備事業補助金	—	継続
34 -	11	承認	畜産施設整備事業補助金	—	継続
34 -	12	承認	野菜価格安定対策事業補助金	—	継続
34 -	15	承認	—	農業構造改善事業補助金	継続(H21° まで)
34 -	16	承認	—	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	合併時に廃止
34 -	17	承認	—	農産物新品種導入補助金	3年後に廃止
34 -	18	承認	—	酪農ヘルパー補助金	3年後に廃止
34 -	27	承認	一般土地改良事業補助金	産業振興共同事業補助金	合併時に統合
34 -	27	承認	—	土地改良事業運営費補助	継続(H25° まで) その後は調整による
34 -	30	承認	—	水田農業費補助金	継続(H21° まで) その後は調整による
34 -	31	承認	—	農業用廃プラ類処理対策負担金	5年間継続(その間調整)
34 -	33	提案中	認定農業者補助金	認定農業者連絡会補助金	5年間継続、その後統合
35 -	1	承認	大学連携型企業化支援	—	継続
35 -	2	承認	企業化支援及び新製品・新技術研究開発助成	—	継続
35 -	3	承認	障害者・母子家庭の母雇用奨励金	—	継続
35 -	5	承認	商店街共同施設電気料助成	—	継続
35 -	5	承認	商店街ふれあい空間開設事業	—	継続
35 -	6	承認	製造業見本市出展支援事業補助金	—	継続
35 -	7	承認	中小企業派遣研修助成	—	継続
35 -	8	承認	火の国まつり振興会補助金	—	継続
35 -	11	承認	企業立地促進条例に基づく助成	—	継続

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
35	12	承認	商工会補助金	富合町商工会補助金	継続
35	13	承認	中小企業振興助成条例に基づく補助	—	継続
35	17	承認	—	ふるさと祭事業補助金	特例区の間、現状維持
36	2	承認	—	富合町里道改良共同事業補助金	合併時に廃止
39	3	承認	—	富合町環境衛生施設整備補助金	合併時に廃止
40	1	承認	就学支援(修学旅行特別支援)補助金	—	継続
40	3	承認	青少年活動支援補助金	—	継続
40	8	承認	各種大会(開催)補助金	—	継続
40	11	承認	地域公民館補助金	富合町地域公民館補助金	合併時に統合
40	14	承認	青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年育成町民会議補助金	合併時に統合
40	14	承認	校区青少年健全育成協議会運営費補助金	—	継続
40	15	承認	中学生地域交流推進事業助成金	—	継続
40	25	承認	熊本市体育協会補助金	富合町体育協会補助金	特例区の間、現状維持 その後統合
40	26	承認	—	富合町文化協会補助金	特例区の間、現状維持
40	30	承認	熊本市PTA連合会補助金	富合町PTA連合協議会補助金	5年間継続 団体毎の調整で一本化
40	30	承認	熊本市子ども会育成協議会補助金	富合町子ども会連絡協議会補助金	5年間継続 団体毎の調整で一本化
40	30	承認	熊本市地域婦人会連絡協議会補助金	富合町婦人会補助金	5年間継続 団体毎の調整で一本化
40	30	承認	熊本市地域公民館連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	ボーイスカウト熊本市地区連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会補助金	—	継続
40	30	承認	熊本市青年団体連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	熊本市青年団協議会補助金	—	継続
40	30	承認	熊本市幼稚園後援会連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	—	家庭教育学級補助金	5年間継続
42	1	承認	熊本市防犯協会補助金	宇城地区防犯協会協会連合会負担金	合併時に廃止。警察署管 轄区域で要検討
42	2	承認	防犯灯補助金	—	継続
42	3	承認	町内自治振興補助金	—	自治会移行後に適用
42	3	承認	校区自治協議会運営補助金	—	自治会移行後に適用
42	5	承認	—	マイク放送施設補助金	町内自治会移行時まで継 続。その後は新市で検討

(今回提案分)

目 次

(今回提案分)

協議第15号	一部事務組合等の取扱いについて	1
協議第27号	消防防災の取扱いについて(その3)	7
協議第31号	各種福祉制度の取扱いについて(その4)	13
協議第32号	清掃事業の取扱いについて(その2)	17
協議第16号	使用料・手数料の取扱いについて	21

協議第15号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。
 - (2) 宇城広域連合については、富合町は合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時まで宇城広域連合と調整を行う。
- 2 富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（一部事務組合等）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
15						
	1	一部事務組合	企画財政部会	第8回		
	2	広域連合	企画財政部会	第8回		
	3	事務の委託	企画財政部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	1 一部事務組合
調整方針	一部事務組合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のおり取り扱うものとする 熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>該当なし</p>	<p>加入している一部事務組合（共同処理する主な事務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 熊本市町村総合事務組合 <ol style="list-style-type: none"> ①職員の退職手当に関すること ②消防団の損害補償等に関すること ③水防団の損害補償等に関すること ④公務災害に関すること ⑤住民の交通災害見舞金に関すること ⑥自治会館の運営等に関すること 2. 熊本市町村職員共済組合 <ol style="list-style-type: none"> ①共済関係の事務に関すること 	<p>一部事務組合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	2 広域連合
調整方針	<p>広域連合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う</p>		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>該当なし</p>	<p>加入している広域連合（共同処理する主な事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城広域連合 ① 広域連合の運営 ② ふるさと市町村圏計画に関すること ③ 介護認定審査会に関すること ④ 介護給付費等の支給審査会(障害者)に関すること ⑤ 消防に関すること ⑥ し尿処理に関すること ⑦ ごみ処理に関すること ⑧ 火葬場の運営等に関すること 	<p>広域連合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	3 事務の委託
調整方針	富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	1. 委託している事務：公平委員会の事務 2. 委託先：熊本県	富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

協議第 27 号

消防防災の取扱いについて（その 3）

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- 2 非常備消防(消防団)の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。
- 3 消防団運営交付金については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 4 消防水利施設の設置、維持及び管理については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（消防防災）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
27		消防防災の取扱い				
	1	災害備蓄	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	消防補助金等	総務部会	第6回	第7回 ○承認	
	3	防災無線	総務部会	第6回	第7回 ○承認	
	4	常備消防	総務部会	第8回		
	5	非常備消防(消防団)	総務部会	第8回		
	6	消防団運営交付金	総務部会	第8回		
	7	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	4 常備消防
調整方針	合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部 ②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署） ③消防出張所：14 出張所（清水出張所、池田出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、川尻出張所、田崎出張所、小島出張所、河内出張所、鮑田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、南熊本出張所）</p>	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①宇城広域消防本部（富合町に消防署所なし） 災害対応については、宇城消防署、城南分署での対応 ※非常備消防（消防団）、消防水利施設の設置、維持及び管理の事務を除く。</p>	<p>合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	5 非常備消防(消防団)
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 名称：熊本市消防団 (実員)</p> <p>2. 消防団の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長 1名 ・ 副 団 長 11名 ・ 分 団 長 74名 ・ 副分団長 76名 ・ 部 長 148名 ・ 班 長 430名 ・ 団 員 2,524名 <p>計 3,264名 (条例定数 3,530名)</p> <p>(11方面隊 74ヶ分団 148部)</p> <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 74,000円 副 団 長 59,000円 分 団 長 39,000円 副分団長 33,000円 部 長 24,000円 班 長 23,000円 団 員 22,000円 <p>4. 費用弁償 訓練等に参加した場合2,400円 消防学校入校 1日×4,000円</p> <p>5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給</p>	<p>1. 名称：富合町消防団 (実員)</p> <p>2. 消防団の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長 1名 ・ 副 団 長 2名 ・ 分 団 長 4名 ・ 副分団長 4名 ・ 班 長 20名 ・ 団 員 220名 <p>計 251名 (条例定数 251名)</p> <p>(4ヶ分団 20班)</p> <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 126,900円 副 団 長 75,100円 分 団 長 61,700円 副分団長 47,900円 班 長 33,900円 団 員 13,600円 <p>4. 費用弁償 会議出席時等に、1,000円支給</p> <p>5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給</p> <p>6. 消防功労金 16年以上勤務し退職した団員に、勤務年数に応じて支給</p>	<p>合併時に熊本市消防団に統合する。</p> <p>新市消防団の条例定数 3,530人 + 251人 = 3,781人</p> <p>合併後の富合町域の消防団組織 第12方面隊 熊本市消防団第75分団 (1小学校区1分団)</p> <p>団員報酬、費用弁償、退職報償金については、合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町の消防功労金については、合併時に廃止する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	6 消防団運営交付金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																										
	熊 本 市	富 合 町																											
市町別内容	<p>消防団運営交付金 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金 (熊本市消防団運営交付金交付要綱)</p> <p>1. 交付の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象</th> <th>交付金額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 部</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>21人未満</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>31人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>41人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>51人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51人以上</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>61人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61人以上</td> <td>90,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象	交付金額(年額)	団本部	770,000 円	分 部	260,000 円	21人未満	40,000 円	21人以上	50,000 円	31人未満		31人以上	60,000 円	41人未満		41人以上	70,000 円	51人未満		51人以上	80,000 円	61人未満		61人以上	90,000 円	<p>消防団活動費補助金 消防団活動の円滑な運営に資するもの。</p> <p>1. 交付の対象 消防団本部へ年額 95 万円 分団へ年額 20 万円 (1 班 × 1 万円)</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
交付対象	交付金額(年額)																												
団本部	770,000 円																												
分 部	260,000 円																												
21人未満	40,000 円																												
21人以上	50,000 円																												
31人未満																													
31人以上	60,000 円																												
41人未満																													
41人以上	70,000 円																												
51人未満																													
51人以上	80,000 円																												
61人未満																													
61人以上	90,000 円																												
	<p>2. 交付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H17 決算 : 2,700 万円 ・ H18 決算 : 2,700 万円 ・ H19 予算 : 2,700 万円 	<p>2. 交付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H17 決算 : 115 万円 ・ H18 決算 : 115 万円 ・ H19 予算 : 115 万円 																											

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	7 消防水利施設の設置、維持及び管理
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																								
	熊 本 市	富 合 町																									
市町別内容	<p>消防水利は、消防施設及び人員とともに消防活動上重要な施設であり、住宅密集状況・付近の水利整備状況等を考慮した整備をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓 公設 15,488 私設 93 ・ 防火水槽 公設 428 私設 545 <p>2. 開発同意事務 都市計画法第29条の開発許可申請に伴い消防水利の審査・同意を行うもので、使用水利の種類・能力・構造等を審査し同意審査を行っている。</p> <p>3. 過去5カ年の同意状況</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>同意件数</td> <td>83</td> <td>118</td> <td>103</td> <td>121</td> <td>116</td> </tr> </table>	年度	14	15	16	17	18	同意件数	83	118	103	121	116	<p>行政区の簡易水道に付設された消火栓の設置に対し、一部補助をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓 公設 0 私設 245 ・ 防火水槽 公設 16 私設 32 <p>2. 開発同意事務</p> <p>3. 過去5カ年の同意状況</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>同意件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table>	年度	14	15	16	17	18	同意件数	1	2	0	1	0	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>1. 消火栓の取扱い 今後の消火栓の整備については、熊本市水道局の上水道整備に合わせて実施する。 既設の消火栓の引継ぎについては、合併前に消火栓を富合町の所有にするものとし、合併後に新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 防火水槽の取扱い 合併時に熊本市の例により統合する。</p>
年度	14	15	16	17	18																						
同意件数	83	118	103	121	116																						
年度	14	15	16	17	18																						
同意件数	1	2	0	1	0																						

協議第 3 1 号

各種福祉制度の取扱いについて（その 4）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（各種福祉制度）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	保育料	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	
	13	チャイルドシート貸出	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	富合町のみ
	14	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	
	15	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	
	16	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	16 緊急通報体制等整備事業
調整方針	富合町の緊急通報受信装置の共同リリース期間満了後、熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 対象者 概ね65歳以上の1人暮らしの高齢者</p> <p>2. 機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3. 協力員 対象者1人につき協力員2人（利用者が申請時に選任）</p> <p>4. システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、熊本市管内3カ所の緊急通報センターに接続（民間3社へ委託）</p> <p>5. 費用の負担 国の定める徴収基準額により費用を負担</p> <p>6. 機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>7. 機器設置台数 1,791台</p> <p>平成16年度決算 79,548千円 平成17年度決算 78,186千円 平成18年度予算 79,000千円</p>	<p>1. 対象者 概ね65歳以上の1人暮らしの高齢者</p> <p>2. 機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3. 協力員 対象者1人につき協力員2人（利用者が申請時に選任）</p> <p>4. システム概要 宇城管内2市2町が共同リリース（平成21年5月まで）で宇城広域消防本部に緊急通報受信装置を設置 ・リリース料 70,680円/年 ・保守料 13,116円/年</p> <p>5. 費用の負担 国の定める徴収基準額により費用を負担</p> <p>6. 機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>7. 機器設置台数 26台</p> <p>平成16年度決算 654千円 平成17年度決算 331千円 平成18年度予算 429千円</p>	<p>富合町の緊急通報受信装置の共同リリース期間（平成21年5月まで）満了後、熊本市の例により統合する。</p>

協議第32号

清掃事業の取扱いについて（その2）

清掃事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

清掃事業の取扱いについて

- 1 清掃事業のうち下記の事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃
 - ・ ごみ収集事業

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（清掃事業）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
32		清掃事業の取扱い				
	1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	第6回	第7回 ○承認	
	2	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第6回	第7回 ○承認	
	3	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第6回	第7回 ○承認	
	4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第8回		
	5	ごみ収集事業	環境保全部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	4 廃棄物の処理及び清掃
調整方針	熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回</p> <p>2. 不燃ごみ収集運搬 一部直営 月2回</p> <p>3. 資源ごみ収集運搬 ①紙類 一部民間委託 週1回 ②資源物 びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 全部民間委託 月2回 ③ペットボトル 全部民間委託 月2回</p> <p>4. 大型ごみ収集運搬 一部民間委託 戸別収集</p> <p>委託業務：収集運搬 13社 中間処理 4社</p> <p>収集運搬及び中間処理経費 平成16年度決算 465,720千円 平成17年度決算 558,951千円 平成18年度予算 562,535千円</p>	<p>1. 可燃・不燃ごみ収集運搬 委託業務（町内全地区） ・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月1回</p> <p>2. 資源ごみ収集運搬 委託業務（町内全域） ・資源ごみ 月1回</p> <p>委託業務：収集運搬 1社 中間処理 1社</p> <p>（収集運搬） 平成16年度決算 14,568千円 1,506千円 平成17年度決算 14,568千円 1,502千円 平成18年度予算 14,568千円 1,270千円</p>	<p>熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	5 ごみ収集事業
調整方針	熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 家庭ごみ用のごみ袋 ・透明ポリ袋（市販のもの）</p> <p>大型ごみ受付センター 家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制（500円及び900円の2種類のシールをコンビニ等で販売）で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。</p> <p>2. 資源ごみ分別（11品目） ・びん、缶 ・自転車 ・乾電池 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ） ・ダンボール ・白色トレイ ・紙パック</p> <p>ごみ収集関係経費 平成16年度決算 718,459千円 平成17年度決算 669,861千円 平成18年度予算 786,599千円</p>	<p>1. 有料指定ごみ袋等 ・袋等の種類 特大型 35円/袋 大型 20円/袋 小型 15円/袋 粗大ゴミ用シール 100円/枚</p> <p>・販売方法 原則として囑託員が販売する。（地区で指定店を設けて販売する地区もある。）</p> <p>2. 資源ごみ分別（12品目） ・缶類（アルミ、スチール） ・びん類（透明、茶、その他、生き） ・ペットボトル ・白色のトレイ、発泡スチロール ・紙類（新聞紙、雑誌・紙箱・段ボール） ・布類</p> <p>ごみ収集関係経費 平成16年度決算 14,568千円 平成17年度決算 14,568千円 平成18年度予算 14,568千円</p>	<p>熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。</p>

協議第16号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (使用料・手数料)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
16		使用料・手数料の取扱い				
	1	使用料・手数料	全部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：全部会

協議項目	16 使用料・手数料の取扱い	小項目名	1 使用料・手数料
調整方針	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするとするなど経過措置を設けるものとする		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平の原則により、両市町で同一または同種の制度については原則として、合併時に熊本市の例により統合する。 ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするとするなど経過措置を設けるものとする。</p>

使用料

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
34	1	承認	熊本市農業構造改善施設等使用料	—	継続
36	5	承認	熊本市営住宅使用料	富合町営住宅使用料	合併時に統合するが、建替えまでは現行水準
38	2	承認	熊本市下水道使用料	富合町下水道使用料	合併時に統合
40	17	承認	各種体育施設	各種体育施設	合併時に統合
40	19	承認	公民館使用料	公民館使用料	合併時に統合
40	23	承認	図書館・複写サービス	図書館・複写サービス	合併時に統合
40	28	承認	学校施設一般開放	学校施設一般開放	合併時に統合

手数料

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
31	2	承認	住宅改造居宅介護支援員派遣手数料	—	継続
32	1	承認	熊本市浄化槽保守点検業登録手数料	※熊本県浄化槽保守点検業登録手数料	合併時に統合
32	5	提案中	大型ごみ処理手数料	—	宇城広域連合に加入している間は現行を継続
32	5	提案中	—	一般廃棄物の処理手数料	宇城広域連合に加入している間は現行を継続
34	25	承認	農地に関する証明手数料	農地に関する証明手数料	合併時に統合